

高森パークゴルフ場コース管理業務 プロポーザル募集要領

1 業務の名称

高森パークゴルフ場コース管理業務

2 業務の内容等

(1) 業務の内容

「高森パークゴルフ場コース管理業務仕様書」のとおり

(2) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 業務委託上限額

28,314,000円（税込）

※適切な履行を確保するため、最低制限価格を設定する。

3 参加資格

本業務のプロポーザル参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 本業務に類似する業務を1年以上営んでおり、国や自治体等におけるパークゴルフ場やゴルフ場、サッカー場、陸上競技場、野球場等の天然芝管理の請負実績を有すること。

(3) 業務遂行者のうち、芝草管理技術者又は造園施工管理技士の資格を取得している者が1名以上いること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。

(8) 登米市暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(9) 登米市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年告示第227号）第3条に該当しないこと。

(10) 国税及び市税に滞納のないこと。

4 応募の手続き

(1) 応募者説明

「高森パークゴルフ場コース管理業務仕様書」及び「高森パークゴルフ場コース管理業務プロポーザル参加に係る関係書類の提出要領」（以下「提出要領」という。）により替える。

(2) 提出先及び連絡先

①担当窓口

登米市まちづくり推進部観光シティプロモーション課

②住所

〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

③連絡先

T E L : 0220-23-7331 (直通) F A X : 0220-22-9164

電子メール : kanko-pro@city.tome.miyagi.jp

(3) 募集要領等の配付

①配付期間（土日、祝日を除く）

令和4年1月13日（木）から2月10日（木）まで 午前9時～午後5時

②配付方法

募集要領等は、(2)の担当窓口において配付する。

また、登米市ホームページ (<http://www.city.tome.miyagi.jp/>) からダウンロードできるものとする。

(4) 募集要領等に関する質問の受付

①受付期間（土日、祝日を除く）

令和4年1月13日（木）から2月3日（木）まで 午前9時～午後5時

②提出方法

「質問書（様式5）」に記入のうえ、(2)の担当窓口を持参、もしくはFAX又は電子メールで提出すること。

なお、FAXや電子メールの件名は「高森パークゴルフ場コース管理業務に関わる質問書」とし、送信後、担当窓口へ電話により送信した旨知らせること。

また、電話による質問は受け付けない。

③回答方法

質問に対する回答は、到着後3日以内（土日、祝日を除く。）に電子メール又はFAXで回答するものとし、電話による回答は行わない。

なお、質問は、募集要領等の内容に関するものに限り受け付ける。

また、質問内容と回答については、登米市ホームページ上で公表する。

④その他

受付期間以外の質問については、いかなる理由があっても回答は行わない。

(5) 企画提案書等の提出

①提出書類等

参加者は、提出要領に基づき、以下の書類を提出すること。

なお、提案は各社1案とする。

②提出書類

- ア 企画提案書【様式1】
- イ プロポーザル参加希望書【様式2】
- ウ 会社概要及び同種実施業務に関する実績表【様式3】
- エ 経費積算表【様式4】
- オ 営業報告書（直前1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書））
- カ 定款の写し（最新のもの）
- キ 登記事項証明書の写し（受付日前3ヶ月以内に発行されたもの）
- ク 納税証明書
（受付日前3ヶ月以内に発行されたもので、申請時発行可能な直近の年度のもの）

法人	登米市に事業所が有る場合	市税	登米市発行の市税証明書 ・固定資産税、市県民税、軽自動車税、法人市民税、事業所税
		国税	所轄税務署発行の納税証明書 ・法人税、消費税及び地方消費税
	登米市に事業所が無い場合	国税	所轄税務署発行の納税証明書 ・法人税、消費税及び地方消費税

ケ 高森パークゴルフ場コース管理業務提出書類チェック一覧

③参加資格確認

- 参加資格を確認し、資格を有する参加者の提案のみ審査を行う。
- なお、提出された書類に虚偽の記載が判明した場合には、その旨当該参加者に通知しその提案の審査は行わない。
- また、異議申し立て、質問等は一切認めない。

④提出期限

令和4年2月10日（木） 午後5時まで

⑤提出方法

- 持参又は郵送とする。
- なお、郵送の場合は、提出期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

⑥提出場所

4（2）の担当窓口

⑦提出部数

正本1部、副本10部

⑧その他

- ア 企画提案書の再提出は、提出期間内に限り認める。
- イ 提出された書類は、再提出の場合を除き返却しない。
- ウ 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書【様式6】を提出するものとする。
- エ 企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同書【様式6】を提出するものとする。
- オ 本提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ①提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
- ③提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- ④審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤本要領に違反すると認められる場合
- ⑥2(3)の業務委託上限額を超えている場合

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

選定は総合評価審査とし、配点は定性的事項60点、定量的事項40点の計100点とする。

また、契約候補者の選定については、高森パークゴルフ場コース管理業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において提出された内容を基に次の観点からプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、契約候補者及び次点の事業者を選定する。

①定性的事項（提案内容）の審査

- ア 業務に対し、積極的に取り組む姿勢があり、業務の目的や内容への理解が十分であるか
- イ 業務遂行のための経営基盤を有しているか
- ウ 同種業務の業務実績があり、本業務における必要な知見や専門知識、技術を有しているか
- エ 日常管理における刈込等の作業をはじめ、随時現地の点検や応急対応を踏まえた人員配置及びスケジュールとなっているか
- オ 特殊管理におけるスケジュールにおいて、資格所有者の知見や過去の実績が十分に活かされているか
- カ ホールごとに性質や形状等が異なり、それぞれに応じた対応が必要となることを理解しているか
- キ 常に最良のコース状態の維持に向けた独自の提案や工夫は適切であるか
- ク 独自に準備する機器等により万全を期しているか
- ケ 作業の安全確保に努めているか

②定量的事項（経費積算額）の審査

経費積算額に対して、次式で得点を計算する、
なお、計算は小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで計算する。

$$\text{定量的事項の得点} = 40 \text{ 点} \times \frac{\text{最も低い経費積算額}}{\text{当該参加者の経費積算額}}$$

(2) 日程

審査委員会は、令和4年2月16日（水）に開催し、詳細については別途参加者に通知する。審査会におけるプレゼンテーションの時間は、1社あたり15分以内、審査員によるヒアリング20分程度とし、当日の追加資料配付は認めない。

なお、プレゼンテーションに使用するパソコン及びプロジェクター、スクリーンは市が用意する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、5（1）による契約候補者の選定後、参加希望書に記載されたメールアドレスに電子メールにて参加者へ通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て、質問等は一切認めない。

6 契約

(1) 企画提案書を基に契約候補者から見積書を徴収し、別途市長が定めた予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、提出された企画提案書の内容については、一部変更する場合がある。

(2) 仕様は再調整したうえで、決定する。なお、契約候補者と協議が整わない場合にあっては、次点の事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

7 公正なプロポーザルの確保

参加者は、競争を制限する目的で、他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず独自に企画提案書等を作成しなければならない。参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 主なスケジュール（予定）

令和4年1月13日（木）	登米市ホームページによるプロポーザル募集開始
令和4年2月3日（木）	質問書の提出期限
令和4年2月10日（木）	企画提案書等の提出期限（参加資格の確認）
令和4年2月16日（水）	審査委員会（プレゼンテーション、ヒアリング）開催
令和4年2月18日（金）	審査結果の通知（各提案者）
令和4年2月28日（月）	見積合わせ
令和4年3月1日（火）	契約の締結
令和4年4月1日（金）	業務開始